

# 2021年度 「うるおい工房」募集のご案内



【うるおい工房認定銘板】

## 「うるおい工房」とは…

草加市うるおい工房（以下、「うるおい工房」）は、市内工場等が地域と融和し、地域から愛着を持たれる事業所づくりを促進するため、周囲の環境に配慮している事業所、社会貢献活動を行っている事業所、優れた技術・生製品を持つ事業所などを市長が認定する制度です。

**募集期間 令和3年6月21日（月）～7月16日（金）**

## 1. 申請から認定までの流れ

### ① 申請書の入手方法

草加市産業振興課、草加商工会議所にお問い合わせ下さい。また、草加市産業振興支援情報「あっ、そうかNET」（<http://www.a-soka.net>）からもダウンロード可能です。

### ② 申請書の提出先

申請書及び次の必要書類を、草加市産業振興課まで提出して下さい。

- (1) 草加市うるおい工房認定申請書
- (2) 事業所の概要等（市指定の書式）
- (3) 登記事項証明書（個人事業主の方は住民票の写し）
- (4) 会社案内
- (5) 決算書（個人事業主の方は確定申告書）※直近2期分

### ③ 訪問調査

草加市産業振興課の職員が、申請内容の確認のため訪問調査させていただきます。工場見学もお願いしています。

### ④ 審査及び認定

申請書類と訪問調査結果、審査会におけるプレゼンテーションをもとに審査を行い、うるおい工房としてふさわしい事業所を認定します。審査後に認定式を開催し、認定銘板の授与を行います。

### ⑤ 活動報告

認定後は、活動状況を年1回報告させていただきます。

## 2. 認定対象者

市内に主たる事業所を有し、市内で1年以上の事業実績があり、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業の方

### 3. 認定条件

次のいずれかに該当し、認定後も継続できる事業所です。

- ① 周囲の環境に十分配慮し、工場外観の美化や植栽などに努めている事業所
- ② 工場等施設の一部を市民に開放し、地域の交流の場を提供するなど、社会貢献に努めている事業所
- ③ 工場見学や作業体験などを積極的に受け入れ、モノづくりに対する親しみや理解、興味の喚起などを行っている事業所
- ④ 技術や生産品が本市を代表するものであり、本市のイメージアップに貢献している事業所

### 4. うるおい工房に認定されたら

「住工共生のまちづくり」を進め、「草加市工業の振興」を図るため、それぞれの事業所にあった積極的な取り組みをお願いします。

(取り組み例)

- ・工場見学の受け入れ（業務に支障のない範囲で）
- ・工場内の緑地や施設の地域住民への開放
- ・地域の人々が「ものづくり」や製造業に対し、親しみを増すような活動
- ・地域の活動への協力
- ・地域の雇用機会の創出 など

### 5. 認定後の支援

うるおい工房マップ作成による企業紹介をはじめ、モデル的に広報するなど、当該企業のイメージアップ等への支援などを行います。

### 6. スケジュール

|         |      |                       |
|---------|------|-----------------------|
| 応募受付    | 令和3年 | 6月21日（月）～令和3年7月16日（金） |
| 訪問調査    | 令和3年 | 9月頃（予定）               |
| 審査会     | 令和3年 | 10月（予定）               |
| 認定銘板交付式 | 令和4年 | 2月（予定）                |

### 7. その他

- ① 応募及び審査は、無料です。
- ② 提出された応募書類等は返却いたしません。また、認定審査等に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

【申込・問い合わせ先】

|                |    |                  |
|----------------|----|------------------|
| 草加市産業振興課商工係    | 電話 | 048-922-3477（直通） |
| 草加商工会議所中小企業相談所 | 電話 | 048-928-8111     |